

最低賃金法とタクシー賃金制度改善の方向性

自交総連書記長 今村天次

I 最低賃金法を活用した実効性あるセーフティーネットの確立

- タクシー運転者の賃金の最低基準に関しては、「保障給」（労働基準法第27条）「最低賃金」（最低賃金法）の2つの制度がある。
 - 【保障給制度】＝①歩合給制度のみ適用、②その労働者の通常の収入に近い収入、③「一定額を保障」とあるが金額は明示されておらず、改善基準通達で6割保障
 - 【最低賃金制度】＝①賃金形態に関係なくすべての労働者に適用、②一律に最低額を保障、③金額を明示
- 法的根拠をもった実効性ある最低賃金保障の仕組みを考えるには、固定給の制度化をも想定しつつ、最低賃金法の活用を行うことが現実的かつ有効的ではないか。

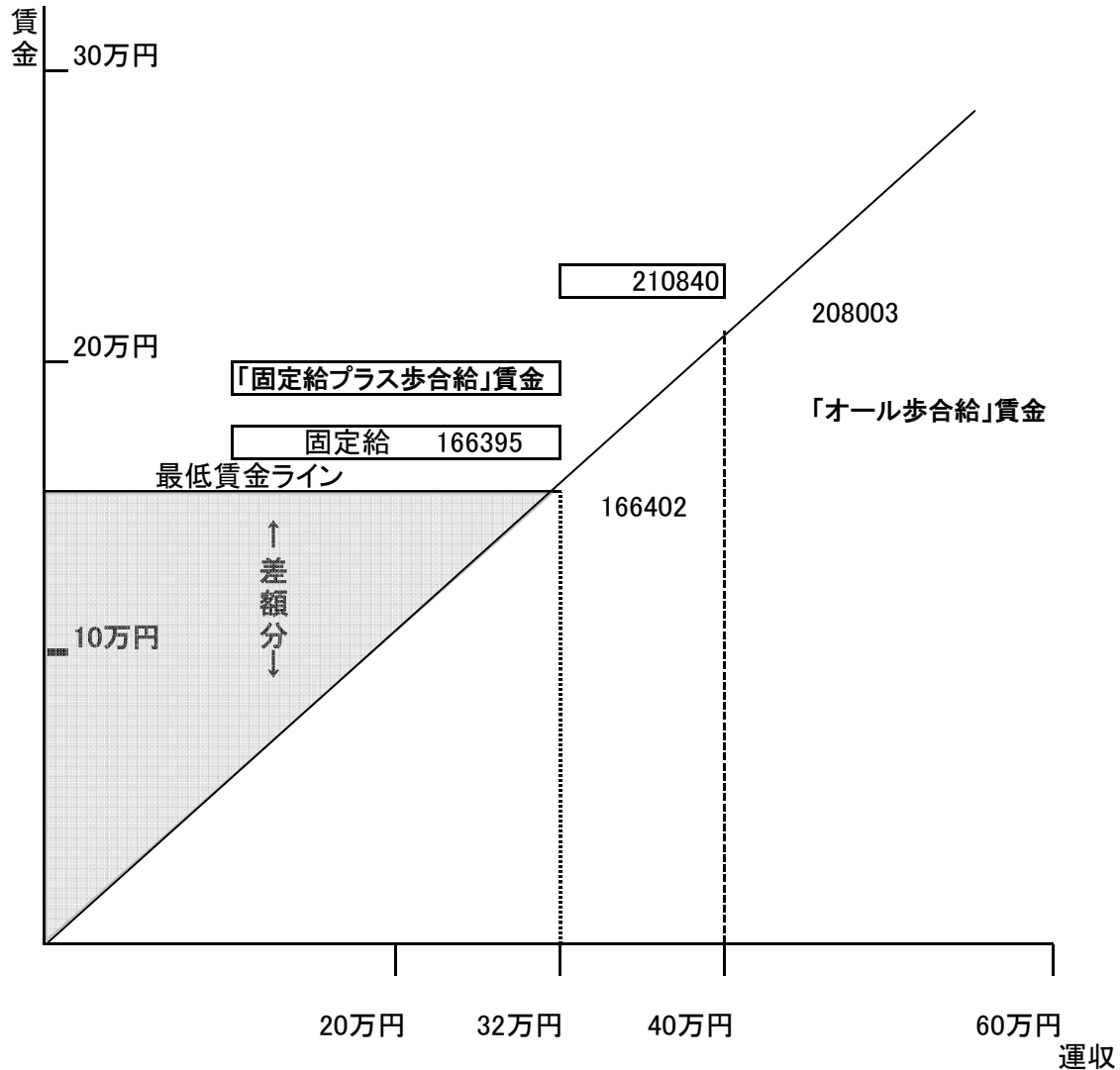
II 最低賃金を基礎とした固定給部分の制度的確保は不可欠

- 「固定給プラス歩合給」賃金には、一般的に最低賃金法違反は発生せず、「オール歩合給」賃金では、売上げが一定額を切ると、「最低賃金との差額」における保障義務が発生する。とくに累進歩合制度においては、この悪弊が著しい。しかし、実態は、最低賃金法違反の場合、労働行政をして違反が事実として確認された個別のケースを除いては、まったく放置されたままである。さらに、個別の違反が「最低賃金との差額払い」によって一時的に解決されたとしても、違反を引き起こす根本的な背景要因となっている賃金制度そのものが改善されなければ、真の解決とはなりえない問題がある。
- 「オール歩合給」賃金において、「固定給」が存在していないのではなく、法的根拠をもって実質的に「固定給」は存在している。“差額分が発生したら支払う”といった対応は改め、あらかじめ最低賃金を下回らない固定給部分を制度化し、それに歩合給部分を併給する等の賃金体系を検討すべきではないか。関係法令を遵守する経営姿勢を堅持し、最低限の賃金保障にむけて努力する意思さえあれば、実現可能なものになりうると考える。（別添資料参照）

III 地域的対応の課題と労働条件改善にむけた対策

- より悪化している賃金・労働条件の背景には、地域経済の危機とそのもとの供給過剰状態の深刻化、経営環境の熾烈さがある。したがって、最低賃金法違反及び累進歩合制度の廃止等の対策については、地域的に一掃する具体的な対応手段を講じることとはもとより、労働条件の改善に寄与する減車の実現、運賃競争の抑制などの課題と結合した対策を講じなければ、実効をあげることはできないと考える。

最低賃金と「固定給プラス歩合給」賃金、「オール歩合給」賃金の関係



《解説》

- 「固定給プラス歩合給」賃金、「オール歩合給」賃金ともに、次の条件をもとに試算している。
 - ①労働時間＝隔日勤務制で、月平均では拘束228.1時間、休憩32.6時間、実働195.5時間、所定労働173.8時間、残業21.7時間、時間内深夜65.2時間(表①参照)
 - ②最低賃金＝東京の最低賃金1時間766円
 - ③残業及び深夜手当＝法定通り
 - ④最低賃金ラインの最低賃率＝52%程度(残業及び深夜手当を加算)
- 「固定給プラス歩合給」賃金の固定給は16万6395円、運収32万円足切、越高の50%を歩合給とすれば、運収40万円の場合、賃金は21万840円となる。(表②参照)
- 「オール歩合給」賃金の歩合率を46.8%(最低賃金クリアーライン)とし、それに残業、深夜手当を加算すると賃率は52.0%である。運収32万円の場合、賃金は16万6402円。運収40万円では、20万8003円となる。(表③参照)
- 両者において根本的に違ってくるのは、「固定給プラス歩合給」賃金では、最低賃金部分があらかじめ固定給の中に組み込まれているのに対し、「オール歩合給」賃金では、運収32万円に達しない場合、「最低賃金との差額」が発生することである。

表① 勤務交番表

交番	勤務時間	拘束	休憩	実働	所定	残業	時間内深夜
1	7:00～4:00	21	3	18	16	2	6
2	非						
3	7:00～4:00	21	3	18	16	2	6
4	非						
5	公						
6	公						
7	7:00～4:00	21	3	18	16	2	6
8	非						
9	7:00～4:00	21	3	18	16	2	6
10	非						
11	7:00～4:00	21	3	18	16	2	6
12	非						
13	公						
14	公						
小計		105	15	90	80	10	30
月平均(30.4167日)		228.1	32.6	195.5	173.8	21.7	65.2

(注) 月平均は、1年間における1ヵ月平均労働時間数を示す。30.4167日 \div 365日 \div 12ヵ月

○拘束時間 $=$ (勤務時間小計 \div 交番数) \times 30.4167 $=$ (105 \div 14) \times 30.4167 \doteq 228.1

○休憩時間 $=$ (休憩小計 \div 交番数) \times 30.4167 $=$ (15 \div 14) \times 30.4167 \doteq 32.6

○実働時間 $=$ (実働小計 \div 交番数) \times 30.4167 $=$ (90 \div 14) \times 30.4167 \doteq 195.5

○所定労働時間 $=$ (所定小計 \div 交番数) \times 30.4167 $=$ (80 \div 14) \times 30.4167 \doteq 173.8

○残業時間 $=$ (残業時間小計 \div 交番数) \times 30.4167 $=$ (10 \div 14) \times 30.4167 \doteq 21.7

○時間内深夜時間 $=$ (時間内深夜小計 \div 交番数) \times 30.4167 $=$ (30 \div 14) \times 30.4167 \doteq 65.2

表② 「固定給プラス歩合給」賃金と最低賃金

基本給	133,131 円(東京最低賃金@766円×173.8H)	
精皆勤手当	-	} 最低賃金との比較において、時間当たりの賃金額に算入されないもの
通勤手当	-	
家族手当	-	
残業手当	20,778 円(@766円×1.25×21.7H)	
深夜手当	12,486 円(@766円×0.25×65.2H)	
固定給計	166,395 円(賃金合計に占める比率=78.9%)	
歩合給	40,000 円(運収32万円足切、越高の50%)	
	運収40万円の場合=(40万円-32万円)×0.5	
歩合給に対する残業手当	1,110 円(4万円÷195.5H×0.25×21.7H)	
歩合給に対する深夜手当	3,335 円(4万円÷195.5H×0.25×65.2H)	
歩合給計	44,445 円(賃金合計に占める比率=21.1%)	
賃金合計	210,840 円(賃率52.71%)	

○歩合給に対する割増賃金

残業手当=(歩合給÷実働時間)×0.25×時間数

深夜手当=(歩合給÷実働時間)×0.25×時間数

表③ 「オール歩合給」賃金と最低賃金

【歩率46.8%、運収32万円の場合】

基本歩合給	149,760 円	(運収 × 46.8%、東京最低賃金@766円 × 195.5H)
精皆勤手当	-	} 最低賃金との比較において、時間当たりの賃金額に算入されないもの
通勤手当	-	
家族手当	-	
残業手当	4,156 円	(149,760円 ÷ 195.5H × 0.25 × 21.7H)
深夜手当	12,486 円	(149,760円 ÷ 195.5H × 0.25 × 65.2H)
賃金合計	166,402 円	(賃率52.0%)

【歩率46.8%、運収40万円の場合】

基本歩合給	187,200 円	(運収 × 46.8%)
精皆勤手当	-	} 最低賃金との比較において、時間当たりの賃金額に算入されないもの
通勤手当	-	
家族手当	-	
残業手当	5,195 円	(187,200円 ÷ 195.5H × 0.25 × 21.7H)
深夜手当	15,608 円	(187,200円 ÷ 195.5H × 0.25 × 65.2H)
賃金合計	208,003 円	(賃率52.0%)